

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月14日
【会社名】	Jトラスト株式会社
【英訳名】	J Trust Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 信義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒田 一紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒田 一紀
【縦覧に供する場所】	Jトラスト株式会社 大阪支店 (大阪市中央区北浜四丁目4番12号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) (注1)平成25年6月24日付で大阪支店は下記に移転する予定である。 大阪市都島区東野田二丁目8番8号 (注2)株式会社大阪証券取引所は、平成25年7月16日付で株式会社東京証券取引所と現物市場を統合する予定である。

1【提出理由】

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、本邦以外の地域において募集（以下「海外募集」という。）する新株予約権の発行を決議したので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

なお、上記新株予約権は、会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、当社株主のうち本邦以外の地域に居住する株主（以下「外国居住株主」という。）に対して割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本邦に居住する株主に対して割り当てられる新株予約権と併せて「本全新株予約権」と総称する。）について、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

イ．本新株予約権の銘柄

Jトラスト株式会社第4回新株予約権

ロ．本新株予約権に関する事項

() 発行数

3,871,572個

平成25年3月末日現在の外国居住株主の数を基準として算出した見込数である。

() 発行価格（募集価格）

株主割当 0円

（注）会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、本新株予約権の発行価格は上記のとおり無償である。

() 発行価額の総額

0円

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

(2) 数

本新株予約権 1個につき 1株

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1,800円

() 本新株予約権の行使期間

平成25年7月5日（金）から平成25年7月30日（火）までとする。

() 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

() 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

() 本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない。（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。）

ハ．発行方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、本新株予約権を割り当てる。

ニ．引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

ホ．募集を行う地域

本邦以外の地域

ヘ．提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 本新株予約権の新規発行による手取金の総額

(1) 払込金額の総額 6,968,829,600円

(2) 発行諸費用の概算額 70,784,568円

(3) 差引手取概算額 6,898,045,032円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本全新株予約権の行使時の払込金額にてすべての本全新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額(113,069,318,400円)に、平成25年3月末日現在の外国居住株主の数の当社の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合(以下「本新株予約権割合」という。)を乗じた額を基準として算出した見込額である。
2. 発行諸費用の概算額は、本全新株予約権に係る発行諸費用(各口座管理機関への事務手数料565,346,592円、登記費用395,892,614円、フィナンシャルアドバイザーへの業務委託報酬20,000,000円、その他諸費用(日本法及び米国の各弁護士報酬、信託報酬、及び広告費等)167,241,002円を含み、消費税等は含んでいない。)に本新株予約権割合を乗じた額を基準として算出した見込額である。
3. 本全新株予約権の行使期間内に本全新株予約権の一部又は全部の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

() 本新株予約権の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の無償割当てによる資金調達額については、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の行使状況により変動する。以下は、本新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合における手取金(上記(i)記載の差引手取金概算額)の使途を記載している。

上記(i)記載の差引手取金概算額6,898,045,032円については、本邦に居住する株主に対して発行される新株予約権に係る差引手取金概算額105,022,793,160円とあわせ、当社は、最大1,094億円を、平成25年8月から平成29年3月までの間に、国内外での債権買取り及びM&A等に充当する予定である。また、当社は、上記差引手取金概算額のうち、最大で25億円程度を平成25年8月から平成29年3月までの間に、親愛貯蓄銀行株式会社(以下「親愛貯蓄銀行」という。)に出資することを予定している。当該出資金については、親愛貯蓄銀行において、平成25年8月から平成29年3月までの間に、主として新規貸付け又は債権買取りに利用する予定である。なお、当社は、当社グループの株式会社整理回収機構(以下「RCC」という。)に対する債務(以下「RCC債務」と総称する。)の解消について、RCCと合意に至る場合には、平成25年8月以降に、RCC債務(本臨時報告書提出日現在の残高:約225億円、残存期間:6年超、金利:4%(年率)固定)の繰上弁済(最大で現在の残高である225億円)に充当する可能性がある。なお、本新株予約権無償割当てによる資金調達額により買収に係る資金を一切調達できない場合には、買収案件を適時に実行できないか、手元資金又は有利子負債など他の資金調達手段を利用する可能性がある。

ト. 新規発行年月日

平成25年5月31日(割当日)

チ. 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を大阪証券取引所に上場する。

リ. 平成25年5月13日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 63,225,412株

資本金の額 4,632百万円

- (注) 本新株予約権の募集については、本邦以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国に居住する者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主(その者に適用ある外国の法令により、かかる制限を受けない機関投資家等を除く。)は、かかる点につき注意を要する。特に、本新株予約権の募集は、米国証券法ルール801に基づく登録免除の対象となっている。従って、米国居住者が本新株予約権の割当てを受けた場合、その割り当てられた新株予約権の転売を、レギュレーションSに従う取引以外で行うことは、同ルールの規定により禁止されている。

以上